

# 輪島市被災民間賃貸住宅復旧支援事業補助金交付要綱

令和6年11月3日（輪島市告示第159号）

## （目的）

第1条 この告示は、令和6年能登半島地震により賃貸住宅が被災し、当該賃貸住宅を解体した所有者が市内で賃貸住宅を再建する際に、建設費の一部を予算の範囲内において補助することにより、市内における賃貸住宅の建設を促進し、被災した住民の良好な住まいを早期に確保することを目的とする。

## （定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 賃貸住宅 次のいずれにも該当しない共同住宅及び長屋であつて、賃貸借契約により所有者が賃借人の居住の用に供するものをいう。

ア 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等

イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅又は寄宿舎

ウ 賃借人(賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。)が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する共同居住型賃貸住宅

(2) 被災 令和6年能登半島地震に起因するものをいう。

## （補助対象者）

第3条 輪島市被災民間賃貸住宅復旧支援事業補助金(以下「補助金」という。)の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 住所地又は所在地における市町村税等の滞納がないこと。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員のいずれにも該当しないこと。
- (3) 石川県内で被災した賃貸住宅について、市町が発行する罹災証明書で被害が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のいずれかに該当し、かつ、罹災者区分が所有者となっている罹災証明書の交付を受けている者
- (4) 当該罹災証明書の交付の対象となった賃貸住宅を解体し、本市に賃貸住宅を建設する者で、当該賃貸住宅の所有者となる者
- (5) 前2号に準ずる者として市長が認める者  
(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる賃貸住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及びその他関係法令の基準(以下「建築基準法等」という。)に適合するものであること。
- (2) 公共事業等により補償を受けて新築するものでないこと。
- (3) 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第3条に規定する被災者生活再建支援金の加算部分の交付対象となる自己の居住の用に供する住宅でないこと。
- (4) この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 公共事業の遂行に影響がないこと。
- (6) 個人が建設する賃貸住宅にあつては、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族のみを入居させるためのものでないこと。
- (7) 法人が建設する賃貸住宅にあつては、当該法人の役職員及び当該法人の役

員の2親等以内の親族のみを入居させるためのものでないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、建設する賃貸住宅1戸当たりの床面積(建築基準法等に基づく面積とし、居住の主たる用途に供されない部分の面積及び所有者が自己の居住の用に供する部分の面積を除く。)1平方メートルにつき25,000円とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の額の上限は、1戸につき150万円、かつ、賃貸住宅1棟につき1,500万円とする。

3 補助金の交付の対象となる賃貸住宅の棟数は、被災し、解体した賃貸住宅の棟数を限度とする。

(補助事業の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(この条において「申請者」という。)は、補助事業の着手前に補助事業認定申請書(様式第1号)に関係書類を添付の上、市長に提出し、補助事業の認定を受けなければならない。ただし、既に着手又は完了している補助事業についてはこの限りでない。

2 被災し、解体した賃貸住宅を2以上の者が共同で所有していた場合は、そのどちらか一方を申請者とする。この場合において、当該申請者はあらかじめ他の所有者から補助金の申請に係る同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を補助事業認定(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、補助事業の認定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の進捗について報告を求めることができる。

(事業の内容変更)

第8条 補助対象者は、補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等申請書(様式第3号)に関係書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、第6条の規定を準用する。

(交付の申請)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して15日以内又は市の会計年度の末日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)に関係書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、必要に応じて調査を行った上で、その結果を補助金交付(不交付)決定通知書兼額確定通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業の交付決定後に補助金の交付対象となる住宅でないことが判明し

たとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(5) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、補助金及び補助事業に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(努力義務)

第 13 条 補助対象者は、補助金の交付を受けて復旧する賃貸住宅において、補助金の目的を鑑み、被災した住民へ向けた入居募集の周知を行うなど、被災した住民の入居に努めるものとする。

(賠償責任)

第 14 条 補助事業に係る工事に関して交付決定者及びその関係者に生じた損害については、市は、その責を負わない。

(雑則)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。